

宿泊税検討資料関係

令和元年 10月

目次

3 宿泊税の課税要件について	
(1) 税について	・・・P1
(2) 検討における論点	・・・P2
(3) 課税要件の検討	
ア 納税義務者の検討	・・・P3
イ 特別徴収義務者の検討	・・・P4
ウ 税率(税額)、免税点の検討	・・・P5
エ 課税免除の検討	・・・P6
オ 長崎市における税率(税額)、免税点、課税免除の検討	・・・P7
カ 長期滞在者への対応	・・・P8
(4) 特別徴収交付金等について	・・・P9
4 宿泊税の用途の検討	
(1) 先行自治体における宿泊税導入の目的(税収の用途)	・・・P10
(2) 施策項目別の先行自治体との用途比較	・・・P11
(3) 長崎市における主な観光予算の状況(令和元年度予算)	・・・P12～13
5 今後のスケジュール(案)	・・・P14

3 宿泊税の課税要件について

3-(1) 税について

法定外目的税の新設について

1 普通税と目的税

- (1) 普通税・・・その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税。
- (2) 目的税・・・特定の費用のために課される税。

2 課税自主権について

- (1) 地方税財源の充実確保についての提言(H13.6.14地方分権推進委員会最終報告)から

地方税源の充実・確保のためには、法定税の充実を図るとともに、自主課税の努力が必要である。この自主課税については、法定外税のほか、超過課税などの活用についても幅広く検討していくべきである。

- (2) あるべき税制の構築に向けた基本方針(H14.6政府税制調査会)から

課税自主権を活用し、地方自ら財源確保を図ることは地方分権の観点から望ましい。ただし、その場合には公平・中立などの税の原則により納税義務者や課税標準などについて十分な検討が行われることが望ましく、住民に正面から向き合い自らの責任と負担で施策を進める姿勢が求められる。

○地方税法第731条第2項

道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

○同法第733条

総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

3-(2) 検討における論点

総務省留意事項を踏まえて検討した事項

検討事項	これまでの検討内容 ※庁内ワーキング会議	今後検討すべき内容
ア 新たな財源を必要とする財政需要はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎市は自主財源(約35%)が少ない。 ・少子高齢化や人口減少による市税収入の減、高齢化等による社会保障費の増加などが見込まれる。 ・観光による地方創生を実現し、新たな雇用や所得向上などにつなげることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民目線での長崎市の観光における問題点。 ・推進すべき具体的な観光施策。
イ 法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客は、長崎市の観光施策の受益を受けており、「受益と負担」の観点から観光客に一定の負担を求めることには、合理性がある。 ・課税対象者の把握等の観点から、ホテル等の宿泊者に課税する宿泊税が合理的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税以外に法定外税は考えられないか。
ウ 税以外により適切な手段がないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料、手数料等は受益が特定の人に限定されており、必要な財源の確保が困難である。 ・安定的、継続的に一定規模の財源を確保するには、税がふさわしい。 	
エ 安定的に税収を確保できる財源はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料金にかかわらず税率を1人1泊200円、修学旅行生を課税免除とした場合、約5億円の税収が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の税収は見込まれるため、安定的な財源の確保は可能と判断している。
オ 公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・応益性及び担税力の観点から、免税点をどうするか、課税免除を設けるべきか、について検討を行ったが、結論は出していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者、特別徴収義務者、税率、免税点、課税免除などの課税要件をどうするか。
カ 徴収方法、課税を行う期間をどうするか。	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収コスト等の観点から、先行自治体と同様に宿泊税とし、特別徴収の方法により徴収するのが合理的である。 ・課税を行う期間については未検討。先行自治体は、5年ごとに見直すこととしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収方法は特別徴収の方法が適当と考えるがどうか。 ・課税を行う期間をどうするか。

3-(3) 課税要件の検討

ア 納税義務者の検討

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町 ※1 (北海道)	福岡県 ※2	福岡市 ※3
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日 (予定)	令和2年4月1日 (予定)	令和2年4月1日 (予定)
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館	大阪府内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊)	京都市内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	金沢市内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊)	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊)	福岡県内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊)	福岡市内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)
課税標準	上記施設への 宿泊数	同左	同左	同左	同左	同左	同左
納税義務者	上記施設への 宿泊者	同左	同左	同左	同左	同左	同左

3-(3) 課税要件の検討

イ 特別徴収義務者の検討

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町 (北海道)	福岡県	福岡市
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日 (予定)	令和2年4月1日 (予定)	令和2年4月1日 (予定)
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する認定事業者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の経営者(旅館・ホテル等及び民泊) ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。 	同左	同左	同左	同左	同左	同左
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納入が可能	同左	同左	同左	同左	同左	同左

3-(3) 課税要件の検討

ウ 税率(税額)、免税点の検討

課税団体	東京都	大阪府		京都市	金沢市	倶知安町 R元年11月1日 施行予定	福岡県 (総務大臣と協議中)	福岡市 (総務大臣と協議中)	
		H29年1月 条例施行時	R元年6月1日 改正条例施行						
税率	一人一泊について、宿泊料金が	一人一泊について、宿泊料金が	一人一泊について、宿泊料金が	一人一泊について、宿泊料金が	一人一泊について、宿泊料金が	一人一泊または一部屋一泊の	一人一泊につき	一人一泊について、宿泊料金が	
	①1万円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上:200円	①1万円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上2万円未満:200円 ③2万円以上:300円	①7千円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上2万円未満:200円 ③2万円以上:300円	①2万円未満:200円 ②2万円以上5万円未満:500円 ③5万円以上:1,000円	①2万円未満:200円 ②2万円以上:500円	宿泊料金の2%	200円 ※福岡市内の宿泊施設は、50円 ※その他の宿泊税を課す市町村の宿泊施設は、100円	①2万円未満:150円 ②2万円以上:450円	
免税点	1万円	1万円	7千円	なし	なし	なし	なし	なし	
【参考】	~7千円未満	非課税	非課税	非課税	200円	200円	※5千円の場合 100円	200円	150円
	7千円 ~1万円未満	非課税	非課税	100円	200円	200円	※7千円の場合 140円	200円	150円
	1万円 ~1.5万円未満	100円	100円	100円	200円	200円	※1万円の場合 200円	200円	150円
	1.5万円 ~2万円未満	200円	200円	200円	200円	200円	※1万5千円の場合 300円	200円	150円
	2万円 ~5万円未満	200円	300円	300円	500円	500円	※2万円の場合 400円	200円	450円
	5万円~	200円	300円	300円	1,000円	500円	※5万円の場合 1,000円	200円	450円
税収	27億円 (H30年度決算見込)	7.6億円 (H30年度決算見込)	20億円 (改正後平年度見込)	45.6億円 (平年度見込)	7.2億円 (平年度見込)	3億円 (平年度見込)	18億円 (平年度見込)	18億円 (平年度見込)	

3-(3) 課税要件の検討

エ 課税免除の検討

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	俱知安町	福岡県	福岡市
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日 (予定)	令和2年4月1日 (予定)	令和2年4月1日 (予定)
課税免除	なし	なし	・学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者	なし	・学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する幼児、児童、生徒、学生及び引率者 ・俱知安町内で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒又は学生。	なし	なし
							

3-(3) 課税要件の検討

オ 長崎市における税率(税額)、免税点、課税免除の検討

案	税 率	税 収	徴税費用(概算)	メリット	デメリット
A案	1人1泊について、 一律 100円 ただし、修学旅行生は課税免除	2億5,000万円	初年度 1,500万円 次年度以降 1,000万円	・税率構造が分かりやすく、 特別徴収義務者の負担が 比較的小さい。	・担税力の観点から、安価な 宿泊料金の宿泊客に負担を 求めることは、理解が得にく いのではないかと。 ・今後必要となる観光振興施 策の事業規模を満たすには、 税収規模がやや不足する。
B案	1人1泊について、宿泊料金が ①5千円以上1万円未満 100円 ②1万円以上 200円 ただし、修学旅行生は課税免除	3億円	初年度 1,500万円 次年度以降 1,000万円	・免税点を設けることに よって、宿泊客の理解を 得やすい。 ・宿泊料金に応じた税率と することで、担税力に応じ た賦課徴収となる。	・税率構造が複雑で分かりに く、関係者の負担が大きい。 ・今後必要となる観光振興施 策の事業規模を満たすには、 税収規模がやや不足する。
C案	1人1泊について、 一律 200円 ただし、修学旅行生は課税免除	5億円	初年度 1,500万円 次年度以降 1,000万円	・税率構造が分かりやすく、 特別徴収義務者の負担が 比較的小さい。 ・今後必要となる観光振 興施策の事業規模を一定 満たす税収が得られる。	・担税力の観点から、安価な 宿泊料金の宿泊客に負担を 求めることは、理解が得にく いのではないかと。

3-(3) 課税要件の検討

カ 長期滞在者への対応

○仕事等で宿泊施設に長期滞在している宿泊客への対応

宿泊事業者から、仕事等で宿泊料金が比較的安価な宿泊施設に長期滞在している宿泊客に、短期滞在の観光客等と同様の税率で課税するのは、負担が大きいので考慮する必要があるとの意見が出されている。

これについて、宿泊税の導入先行自治体では、長期滞在者について特に減額措置等を行っていないが、長崎市としてどうするのか検討する必要がある。

(参考)別府市の入湯税

別府市においては、法定目的税である入湯税について、観光振興や温泉保護のために、平成31年4月1日から引上げを行っており、引上げた部分については、以下の事業に使うこととしている。

- ①温泉資源の保護・確保
- ②観光客の快適性確保(ストレスフリー)
- ③観光客の安全・安心の確保、
- ④魅力あふれる温泉地づくり(観光客増加のための事業)
- ⑤観光客の受入体制の充実

また、別府市においては、7泊8日以上長期滞在について、入湯税を半額としている。(引上げ前から)

宿泊料金と飲食料金の合計額(消費税を除く)	引上げ前			引上げ後	
	税額	長期滞在者		税額	長期滞在者
1,500円～2,000円	50円	25円	引上げなし	50円	25円
2,001円～4,500円	100円	50円	〃	100円	50円
4,501円～6,000円	150円	75円	〃	150円	75円
6,001円～50,000円	150円	75円	➡	250円	125円
50,001円～	150円	75円		500円	250円
娯楽施設を有する場所における 鉱泉浴場(温泉)を利用するもの	40円	—	引上げなし	40円	—

平成29年度決算額
3億2,435万円

改正後増収見込額(年間)
1億5,300万円

※1泊2日は1日として計算します。 ※7泊8日以上長期滞在は半額になります。

3-(4) 特別徴収交付金等について

宿泊税の特別徴収に当たり宿泊事業者には、新たに徴収に係る労力やシステム等の改修に係る経費が発生するため、導入先行自治体では、納入金額に応じて交付金等を交付している。

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日 (予定)	令和2年4月1日 (予定)	令和2年4月1日 (予定)
名称	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	未定	未定
交付額	納付された金額の2.5% 【交付上限額】 100万円	①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の3.0%※(通常2.5%) ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.5%※(通常2.0%) ③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1.5%※(通常1.0%) (※の交付率は平成29年度から5年間の特例措置)	納期内納入額の3.0%(令和6年度以降は2.5%) 【交付上限額】 令和元年度(5か月分)833,000円 令和2年度以降200万円	納期内納入額の3.0%(令和6年度以降は2.5%) ※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算。 【交付上限額】 前期、後期それぞれ50万円	①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の3.0%※(通常2.5%) ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.5%※(通常2.0%) ③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1.5%※(通常1.0%) (※の交付率は令和元年度から5年間の特例措置)	未定	未定

(注) 交付上限額: 1団体あたりの年間金額

4 宿泊税の使途の検討

4-(1) 先行自治体における宿泊税導入の目的(税収の使途)

先行自治体	宿泊税導入の目的(税収の使途)
東京都	「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
大阪府	「大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
京都市	「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
金沢市	「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
倶知安町	「世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡県	「観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡市	「福岡市観光振興条例に基づき、今後必要となる「九州のゲートウェイ都市の機能強化」、「大型MICE等の集客拡大への対応」及び「観光産業や市民生活に着目した取り組み」に要する費用」に充てるため。

4-(2) 施策項目別の先行自治体との使途比較

施策項目	長崎市	東京都	大阪府	京都市	金沢市
受入環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> 誘導板、案内板、説明板の設置、多言語化 多言語マップ、ガイドブックの作製 無線LANの環境整備 トイレの洋式化 	<ul style="list-style-type: none"> 観光案内機能の充実 多言語対応端末の導入補助 Wi-Fi利用環境整備 クルーズ客船対応可能なふ頭の整備 キャッシュレス化推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> Free Wi-Fi設置促進 宿泊施設での多言語化、IT環境整備 各種相談や観光案内等のサービスの提供 多言語ボランティアの育成 災害発生時の外国人旅行者の情報提供等サポート体制整備 観光トイレの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 多言語化、免税店化など外国人観光客受入環境整備 観光地周辺のトイレの洋式化等 駅、道路等のバリアフリー化 交通機関の車内案内の多言語対応促進 	<ul style="list-style-type: none"> 公衆無線LANのエリア拡大、交通ガイドの多言語化 おもてなし力を高める宿泊施設の改修支援 歩行観光の整備、快適なトイレの整備など 多言語防災情報の発信 宿泊施設での救命講習会の開催
観光資源の魅力増進（磨き上げ）	<ul style="list-style-type: none"> 2つの世界遺産の施設整備、充実 観光施設の整備、充実 観光施設のライトアップ、イルミネーション 	<ul style="list-style-type: none"> ナイトライフイベント実施への助成 川辺の賑わいの創出 隅田川テラスの賑わい創出のための橋梁のライトアップ等 	<ul style="list-style-type: none"> 魅力スポットを巡るルートにストーリー性を持たせ発信 水辺の賑わい空間、舟運拠点空間の創出 ナイトカルチャーの発掘、創出 	<ul style="list-style-type: none"> 京町屋の改修等継承に向けた取組み推進 文化財の保全、継承 歴史的景観の保全 観光地周辺の無電柱化 魅力ある夜間景観づくり等による宿泊観光の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的まちなみや景観の保全 伝統芸能、文化の継承への支援 文化施設の展示機能の充実 食文化の継承・振興への支援
国内外への情報（魅力）の発信	<ul style="list-style-type: none"> 観光動向調査 パンフレット、ポスター、観光情報誌作成等による情報発信 三大夜景推進のためのプロモーション、周知啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人観光客誘致のための世界への発信 旅行者向けの土産品の開発、ショップの開設 アニメ関連観光情報等の発信 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外からの話題を集め、多くの人を誘致する起爆剤となる事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 海外への情報発信、情報収集拠点の増設 商談会参加等による魅力発信の強化 観光オフィシャルサイトの機能充実、多言語化対応の強化 修学旅行生誘致に向けた取組みの充実 	<ul style="list-style-type: none"> 海外からの誘致推進のためのプロモーションの展開 首都圏、東北、関西エリア等での観光キャンペーンの展開 客層に応じた旅をコーディネートし、PR 地域事業者間の連携機能を強化し戦略的プロモーションを展開

4-(3) 長崎市における主な観光予算の状況(令和元年度予算)

長崎市における観光振興策の事例①

施策項目	款別	項目	令和元年度 予算額
受入環境の整備・ 充実	総務費	世界遺産観光客受入費 交通誘導、誘導板設置、周知啓発物作成等	4,670万円
	商工費	さるく観光推進費 案内板製作設置、運営費補助金等	5,110万円
		国際観光推進費 多言語マップ印刷、無線LAN環境整備、トイレ洋式化、ホームページ制作等	4,420万円
	土木費	まちなか再生推進費 ガイドブック作成、誘導版設置、情報説明板作製等	1,910万円
		景観推進費 誘導サイン製作、景観形成補助等	840万円
	観光資源の魅力 の増進(磨き上げ)	総務費	明治日本の産業革命遺産推進費
長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産推進費			4,770万円
商工費		中島川周辺活性化事業費(ライトアップ等)	170万円
		観光資源魅力推進費	180万円
		観光イルミネーション事業費	1,750万円



4-(3) 長崎市における主な観光予算の状況(令和元年度予算)

長崎市における観光振興策の事例②

施策項目	款別	項目	令和元年度 予算額
観光資源の魅力 の増進(磨き上げ)	商工費	観光施設ライトアップ事業費	350万円
		観光施設整備事業費(単独) 出島、シーボルト記念館、歴史文化博物館など	1億2,950万円
	土木費	歴史的地区環境整備費(唐人屋敷)	 290万円
		公園施設整備事業費(単独) 稲佐山公園(スロープカー整備)	 6億7,720万円
国内外への情報 (魅力)の発信	商工費	DMO推進費	 8,080万円
		観光動向調査費	660万円
		観光客誘致対策費 パンフレット・ポスター作成、観光情報発信、観光情報誌作成等	7,920万円
		世界・日本新三大夜景推進費 ポスター作成、ウェブプロモーション、周知啓発委託等	460万円
		合計	12億4,260万円

5 今後のスケジュール（案）

5 今後のスケジュール(案)

年	令和元年度 (2019年度)				令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		
	10	11	12	1~3	上半期	下半期	上半期	下半期	
	第1回 検討委員会	第2回 検討委員会		第3回 検討委員会 (報告書案検討)	パブリックコメントの実施	条例案提出	総務大臣協議(条例案可決の場合) 総務大臣同意	宿泊事業者等への周知、説明会開催	宿泊税条例施行

